

## \*\*\*\*\*下水道施設工事の手引き\*\*\*\*\*

- ① 下水道施設工事は、すべて自費工事となります。
  - ※ ただし、柵の縁塊交換、セットバックに伴う柵の移設等については、公費で行える場合がありますので、下水道課窓口でご確認ください。
- ② 施工にあたっては、自費・公費ともに申請が必要です。
  - ※ 公費における工事は、申請から工事実施まで約 2 ヶ月かかります。
- ③ 自費工事申請は、施工開始予定日の、
  - 都道の場合は、1 ヶ月以上前
  - 市道・市管理道路・指定私道の場合は、2 週間以上前
  - 私道の場合は、1 週間以上前に行ってください。
  - ※ 申請の許可は、通常 1 週間ほどでおりますが、工事内容について各種調整が必要となった場合は時間がかかることがありますので、早めの申請をお勧めします。
  - ※ 都道の占用申請は、市が代行します。自費工事申請とは別の申請書類が必要となりますので、下水道課窓口にてお受け取りください。
  - ※ 市の道路占用申請は、下水道施設工事が許可された後の申請となります。（『下水道施設自費工事申請書兼承認書』の副本の鑑をコピーして、道路占用の書類に添付する必要があります。経由印での申請はできません。）
- ④ 申請前に、必ず、下水道台帳及び宅内図面を取得し、それらを参考に現地にて公共ますの数と位置を確認ください。
- ⑤ 指定私道及び私道の掘削を行う場合は、土地所有者等承諾書（掘削承諾書）が必要です。
  - ※ 本承諾書は、掘削範囲だけでなく、造成地の前面範囲における道路全体の所有者のものが必要です。なお、当該道路の所有が共有の場合は、その所有者全員の承諾書が必要です。
  - ※ 前項において掘削承諾書の取得を必要とする道路所有者が自費工事申請者と同一の場合は、本承諾書は不要です。
- ⑥ 推進工法を行う場合は、当該工法の資料（パンフレット等）を 2 部ご用意ください。
- ⑦ 工事許可は、下水道課の窓口にて承認書（申請書の副本）を受け取られた時点で正式許可となります。承認書（申請書の副本）授受前の施工はできませんので、ご注意ください。
- ⑧ 施工は、小金井市の『開発行為等下水道施設指導基準』及び申請時における下水道課との協議内容に沿って行ってください。万が一、施工内容に変更が生じる場合は、実施前に下水道課へ連絡し、協議を行ってください。
- ⑨ 完了届は、工事終了後 2 週間以内に提出してください。
- ⑩ 完了検査への立会いは不要です。
- ⑪ 完了検査で合格した後、当該下水道施設が市に帰属されます。